

芦屋市議会基本条例（案）に対する市民意見募集の実施結果について

芦屋市議会基本条例（案）について、市民意見を募集しましたので、その結果を公表します。

1 募集期間

意見募集期間	平成26年7月10日（木）～平成26年8月11日（月）
--------	-----------------------------

2 提出状況

意見の提出者数	8名（Eメール5名、市議会事務局へ持参2名、ファックス1名）
意見数	57件
意見数の内訳	全体に関する意見 6件 個別の意見 42件 その他の意見 9件
意見の取扱い	「意見を反映」 4件 意見を受けて条例案に追加または条例案を修正するもの 「説明」 26件 条例案の趣旨を説明し、理解を得るもの 「回答」 12件 意見・質問に対して答えるもの 「参考」 15件 参考として意見を受けるもの

3 公表の方法

意見公表の方法	広報あしや、市議会ホームページに掲載 市議会事務局窓口、行政情報コーナーで閲覧
---------	--

4 意見の概要と市議会の考え方

全体に関する意見

番号	意見の内容（趣旨）	取扱区分	市議会の考え方
1	<p>議案の要点を各会派持ち回りで市民に説明会を開催していただきたい。</p> <p>これは議会の活性化のために、また議会と市民の距離感を縮めるのに効果があると思います。</p>	参考	ご意見としてお伺いいたします。
2	<p>条例を拝見しておりますと、具体的に何をいつまでにどうするか？何をチェックするか？などの明記がなく、当然のことしか記されておりませんので、ただ条例があるだけという意味のないものになりかねません。</p> <p>具体的にどうするなどの文言が入る条例になることを要望します。</p>	説明	<p>議会基本条例は、議会の基本姿勢を明文化したものであり、様々な議会活動のもととなるものです。</p> <p>今後、この条例をもとにそれぞれの内容の具体化を図り、より積極的な情報発信に努めていきます。</p>
3	<p>このたびの条例制定について、条例のたたき台は、地方自治の法務に詳しい専門家（大学教授、弁護士等）や例にありました北海道の都市の方の話などは聞かれたのでしょうか？</p> <p>せっかく制定するなら、他にいい条例を制定されている都市などの意見を参考にすべきかと思えます。</p> <p>どの専門家にどの内容を検討してもらったか？なども、これから透明性のある議会を求めるなら必要ではないでしょうか？</p>	回答	<p>条例の策定に当たり、市議会では議会改革の専門家を講師に招き、議員研修会を行ったほか、先進市への行政視察等を行ってきました。</p> <p>また、個々の議員としても他市議会の条例や制度等について調査研究を重ねてきましたが、それらの取り組みも参考にしています。</p>
4	<p>下記の内容を検討していただきたい。「議員は市民からの要請に応じ、議会での審議経過、委員会での審査経過等や議会での取組を説明するため出前講座などを積極的に行うように努める。」</p>	参考	ご意見としてお伺いいたします。
5	<p>第5条、8条2項、9条、等々の「ものとする」を削除してください。</p> <p>せっかく平易な条文表現にしているのに、一部に大げさな表現があってがっかりします。</p> <p>この5文字を削除して、「設ける」「取り組む」「努める」等々として、充分意味が通じます。</p>	説明	<p>できるだけ平易な表現に心掛けましたが、「ものとする」は、決して大げさな表現ではなく、取扱いの原則や方針を宣言するとき等に用いられる法令独特の表現ですのでご理解ください。</p>
6	<p>議会改革について言及がないが、するべきではないでしょうか？</p>	説明	<p>議会改革については、条立てにはしていませんが、市議会ではこれまでも様々な議会改革に取り組んできており、条例制定後も条例の制定目的を実現するために、引き続き、議会改革に取り組んでいきます。</p>

個別の意見

番号	該当する条文	意見の内容（趣旨）	取扱区分	市議会の考え方
7	前文	芦屋市議会は「他市に先んじて」というのは言いすぎではないかと思えます。	説明	市議会では、これまでも積極的に議会改革に取り組んできましたが、その中でも会議出席時の費用弁償の廃止、倫理条例の制定、政務調査費の領収書等の閲覧制度等は、先駆的な取り組みであったと考えています。
8	前文	『豊かでしっかりとした議論ができる議会を目指す』について、「豊かで」という言葉がなくても意味は通じると思いますが、あえて「豊かで」と表現された、そこに込められた思いは何でしょうか。	回答	「豊か」には、深い議論と広い視野に立った議論ができる議会を目指していくという思いを込めています。
9	前文	「さらに豊かで」は不必要です。（今は豊かか？）	回答	(8 で回答済み)
10	前文	『芦屋市の民主的な発展』について、民主的でない発展があるとは思えませんが、あえて「民主的な」と表現された思いは何でしょうか。	回答	「民主的な発展」には、民意が市政に十分反映され、市民の意志に基づいて、市政が発展していくことを表しています。
11	前文 (または第1条)	「前文」または「第1条」に、日本国憲法第99条の文言をいれてください。 一般公務員は就任にあたって「憲法遵守」を誓約します。 それなのに、選挙で選ばれる公務員（議員）が当選証書を受け取る際に憲法遵守の誓約をしないのはおかしい、とかねてから思っていました。 せっかく、地方議会、議員の基本的な役割や責任を条例で明確にするのですから、その大前提たる憲法99条の文言をしかるべき形で取り入れてほしいと思います。	参考	ご意見としてお伺いいたします。
12	第2条 (議会活動の原則)	見出し（議会活動の原則）は、議員が議会で活動するときの原則という意味ですか。 見出しは『議会運営の原則』とし、本文は『議会は…運営されなければならない。』としたら、意味が変わりますか。	説明	ここでは、本会議、委員会等の「議会運営」も含んだ、幅広い「議会活動」について規定しており、「議会運営」は、本条の「議会活動」に含まれていると考えています。

13	第2条 (議会活動の原則)	3号とも「議会は」という主語はないがそれでよいのか？	説明	冒頭で「議会は」としており、本文の主語が明らかなため各号の主語を省略しています。
14	第2条 (議会活動の原則)	本文は義務規定の表現なのに、第1号～第3号は目標や努力規定の表現というのは違和感がありませんか。『を目指す』も『に努める』も『とする』『を行う』などに変えたほうがよくないですか。	説明	ここでは、第1号～第3号に議会として不断に努めなければならない事項を列挙し、それに基づき活動することを義務化した条文となっております。
15	第2条 (議会活動の原則)	第1号の「市民に開かれた議会を」の前に「市民が参画しやすい」を追加してください。	説明	「市民に開かれた議会」には、市民が参画しやすい議会を目指すことをも含まれていますのでご理解ください。
16	第2条 (議会活動の原則)	第2号の『市民の代表機関として』は、言葉足らずの表現ではないですか。この文言と『議会運営』の『議会』という文言は必要ですか。	説明	この条文の主語は「議会は」であり、趣旨はご理解いただくと考えています。また、「運営」だけでは曖昧であり、対象を明確にするため「議会運営」としています。
17	第2条 (議会活動の原則)	第3号の『議会運営は、』という文言は必要ですか。	意見を反映	冒頭で「議会は」としており、本文の主語が明らかなため各号の主語を省略しています。また、第3号はご意見を反映し、「議会運営は、」を削り、「民主的な運営」を「民主的な議会運営」に修正します。
18	第2条 (議会活動の原則)	第3号に「その経過を明らかにするよう努めること」を追加してください。	説明	議会運営に関してはおもに議会運営委員会で協議を行います。委員会は傍聴もでき、委員会記録は公開しています。その他についても今後、一層の情報発信に努めます。
19	第2条 (議会活動の原則)	議会として重要な次の内容を追加してください。 i) 市長等の市政運営について監視及び評価を行うこと ii) 政策立案及び政策提言に努めること 第11条で上記i)、ii)を記載しているが、市民の目線で見ると、議会活動の原則の項が理解しやすいと思うので、第2条に追加の上、第11条は不要とする。	参考	ご意見としてお伺いいたします。
20	第3条 (議員活動の原則)	3号とも「議員は」という主語はないがそれでよいのか？	説明	冒頭で「議員は」としており、本文の主語が明らかなため各号の主語を省略しています。

				す。
21	第3条 (議員活動の原則)	第1号を「議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論を通じて、政策決定、政策提言及び政策提案を積極的に行うこと。」としては。	説明	ご意見のとおり「政策立案、政策提言等を積極的に行う」ことは重要なことであり、この条例では、それを第11条で規定していますので、ご理解ください。
22	第3条 (議員活動の原則)	第2号の『ふさわしい活動をする』は『ふさわしい言動を行う』と変えたほうがよいのでは。	説明	ここでは「言動」を含めたより広い意味の「活動」という言葉を用いて、常に議員としてふさわしい活動をする必要があることを規定しています。
23	第3条 (議員活動の原則)	第2号を「日常の研修あるいは調査研究を通じて、議員としての資質の向上に努めると共に自らの活動を市民に説明すること。」という内容のものに深めて欲しい。	参考	ご意見としてお伺いいたします。
24	第3条 (議員活動の原則)	第3号は、一部の団体及び地域の代表といった狭い観点ではなく、「市政全体を見据えた視点や長期的な市政における展望を持つ提言、提案をすること。」としては。(少し意味合いが異なると思います。)	参考	ご意見としてお伺いいたします。
25	第4条 (議長の役割)	第2項の『を行わなければ』は、『に努めなければ』という幅を持たせた方がよいのでは。民主的で効率的な議会運営かどうかで意見が分かれた時に、議長の裁量権を考えると幅があったほうがよいのではないのでしょうか。	説明	条例案の規定で地方自治法に定められている議長の裁量権が制限されるとは考えていません。
26	第5条 (議長及び副議長志願者の所信表明)	議長及び副議長志願者の所信表明は、条例に規定する以上、当然議場で行うべきものと考えられるため、そうでないなら『別途所信を表明する機会(場)を設ける(ことができる)』というぐらいの表現にしたほうがよいのでは。	説明	現在、所信表明は議場で行う本会議ではなく、全議員が出席する公開の全体協議会等で行っています。所信表明を条例で規定しても必ずしも議場で行う必要があるとは考えていません。
27	第5条 (議長及び副議長志願者の所信表明)	『議会は』という文言は削った方がよいのでは。なぜなら、公選法上の準用規定にないものを事実上の行為として行うものであるため。	説明	条文上、実施主体を明確にする必要があるため、「議会は」を入れています。
28	第6条 (会派)	会派は1人会派を認めているのか、認めていないのかが不明、また、会派間の合意形成について言	説明	本市議会では従来から1人会派は認めていませんが、条例に記載する必要までではない

		及されていない。もう少し詳しく記述してください。		と考えています。 また、議会運営における会派間の合意形成については第2条第3項で規定されています。
29	第6条 (会派)	第1項の『会派』の前に、『同一の政策目的等を実現するため』など、会派結成の目的を表す文言を加えたほうがよいのでは。	説明	同一の政策目的等を実現することは会派結成の目的の一つと言えますが、会派や会派結成についての考え方は多様であるため、あえて記載していません。
30	第9条 (市民意見の把握と反映)	パブコメはこのように既に行われていますが、そこに公聴会制度・参考人制度を活用し、専門的識見や市民意見を議会活動に反映させるよう努めるものとする。とありますが、行政又は議会が提案した重要な条例を定めるときに、専門家の意見を事前に口頭で確認しただけでも、反映させるよう努めた。といえるでしょうか。必ず専門家の氏名や意見もパブコメに掲載する。などの具体的な内容を明記する必要があると思います。	参考	ご意見としてお伺いいたします。
31	第9条 (市民意見の把握と反映)	専門家の意見も大切ですが、市の行政は市民のためのものです。検討内容に応じ、PTA、町協議会、公募など具体的にどんな市民が参画して検討するか。なども条例に記載すれば、より市民目線での内容になるかと思えます。	参考	ご意見としてお伺いいたします。
32	第9条 (市民意見の把握と反映)	『審査』は『審議・審査』とするほうがよいのでは。	意見を反映	条例案では実質的な質疑を行う委員会を想定して「審査」としていますが、願意の把握は本会議その他でも可能でありますので「審議・審査」に修正します。
33	第10条 (議会報告会)	合議制の議決機関に、本会議・委員会での審議・審査以上の説明責任が存在するでしょうか。 議会が説明責任を果たしていないということになれば、議会自ら審議が不十分であったと認めることになりませんか。 『説明責任』というより、『市民へのより積極的な情報提供』と表現する方が適切では。	参考	ご意見としてお伺いいたします。

34	第 10 条 (議会報告会)	<p>「努めるもの」というのはただの努力義務です。各議員、又は議会単位で行うなら議員の持ち回りなどで、地域の公民館や市役所内でもよいので、月に1度、議会報告を行うものとする。など、報告を行う回数などの明記が必要かと思えます。</p> <p>現状の条例案では、議会報告をどの議員も忙しいとして行わなくてもお咎めがない状態です。</p>	説明	開催回数や開催場所、報告内容等については、市政の状況や市民の意見も踏まえて、より効果的な方法をもって開催していきます。
35	第 10 条 (議会報告会)	<p>議会報告について、メール配信などされてはいかがでしょう？</p> <p>わざわざ芦屋市のホームページを見に行くという手間をかける方は少ないです。</p>	参考	ご意見としてお伺いいたします。
36	第 10 条 (議会報告会)	年 4 回の議会報告会にしてください。(回数を明記すること)	説明	(34 で回答済み)
37	第 12 条 (政策等の形成過程の把握)	第 1 項は、心情は分かるとしても、条例上明記するのは市長権限に踏み込みすぎる越権行為だと執行機関から抗議がきませんか。	説明	条例案の主体はすべて議会及び議員であり、ここでの規定が越権行為に当たるとは考えていません。
38	第 13 条 (定例会の開催)	基本条例として、臨時会の運営は規定しなくてよいのでしょうか。	意見を反映	<p>第 13 条は、「芦屋市議会定例会条例」で規定していた定例会の回数を基本条例で規定するものです。</p> <p>臨時会の運営についてはご意見のとおり、第 2 項に追加します。</p>
39	第 13 条 (定例会の開催)	第 1 項『その回数を年 4 回と』は、『年 4 回開催』『1 年に 4 回開催』と変えたほうがよいのでは。	説明	地方自治法第 102 条第 2 項では、定例会の回数を条例で定めることになっており、その趣旨を踏まえた規定となっています。
40	第 14 条 (議員の質問と反問権)	質問は議員に与えられた特権、あえて『議員が』という文言は必要でしょうか。	説明	条文上、主語を明確にする必要があるため、「議会が」を入れています。
41	第 14 条 (議員の質問と反問権)	<p>第 14 条第 2 項については、本会議及び常任委員会、特別委員会すべてのものに対して認められるものか。</p> <p>もし本会議のみであるのであれば、すべてに認められるべきではないか。</p>	回答	第 14 条第 2 項で規定する市長等の反問権は本会議に限られています。委員会における反問権の導入については、本会議と委員会の関係や委員会の特性等を考慮する必要がありますが、今後の検討課題であると考えています。
42	第 17 条 (議決事件の追加)	自治法で追加が保障されている議決事件を基本条例で 3 項目に限	説明	この規定は法定の議決事件に加えて、市議会が独自に議

		<p>定するのは、いくら毎年見直すとはいえ、将来にわたり議決権限を狭めることになり、問題があるのでは。</p> <p>議会の基本となる条例を毎年見直すこと自体も値打ちを下げませんか。</p>		<p>決事件を追加するものであり、狭める規定ではありません。</p> <p>条例は、今後も社会情勢の変化等を見据え、必要に応じて検討していくことになると考えています。</p>
43	第 21 条 (政務活動費の執行)	<p>先般から兵庫県での政務活動費のチェック機能ができていないとあり、市で行う政務活動費のチェックだけでは限界があります。本当に厳密に政務活動費運営を望むなら、使途をもっと具体的に定め、領収書に摘要を記載して原本を添付させるまですればよいかと思えます。</p>	説明	<p>平成 25 年度に「政務活動費マニュアル」を策定し、使途基準について詳しく定めるなど適正な執行に努めています。</p> <p>領収書については原本を収支報告書に添付して議長に提出し、情報公開の対象とすることで使途の透明性の確保に努めています。</p>
44	第 21 条 (政務活動費の執行)	<p>芦屋市の政務活動費のチェックはどうされているのでしょうか。</p> <p>新聞報道などで見ると、ほとんどの市は内部のチェックだけではないのかと推察します。問題になった兵庫県でも、内部のチェックだけであったようですね。</p> <p>芦屋市では、今回の事件を受けて、外部のチェックを入れるなどのような見直しはあるのでしょうか。</p> <p>条例案でいうと、第 21 条第 2 項を具体化する方策はあるのですか？</p>	回答	<p>現在、外部チェックは行っていませんが、平成 25 年度から領収書等を収支報告書に添付して議長に提出し、情報公開の対象とすることで使途の透明性の確保に努めています。</p> <p>今後も必要に応じて「政務活動費マニュアル」の改正等を行い、政務活動費の適正な使用はもとより使途の透明性の確保と市民への説明責任に努めていきます。</p>
45	第 21 条 (政務活動費の執行)	<p>『行うものとする』『努めるものとする』という表現より、費用の性格上、『しなければならない』という義務規定の表現の方が適しているのではないのでしょうか。</p>	意見を反映	<p>第 1 項は、政務活動費の対象となる議員の活動には、その中心となる「政策立案、政策提言等のための調査研究」のほかにも様々なものがあるため「行うものとする」としています。</p> <p>第 2 項は、ご意見のとおり、「使途の透明性を確保しなければならない」に修正します。</p>
46	第 21 条 (政務活動費の執行)	<p>次のとおり追加してはどうか。</p> <p>3 政務活動費の執行に関しては、市民への説明責任を果たすため、会計帳簿(原則)、会派の取り決めにより領収書(選択)についてホームページで公表を行う。</p>	回答	<p>市議会としても政務活動費の使途の透明性の確保は重要であると考えており、ご意見については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

47	第 22 条 (災害等への対応)	出向辞令を受けている事務局職員の立場を考えると、執行機関との協議調整が必要では。	説明	災害等発生時の市議会事務局職員の体制については、条文の趣旨に沿うよう執行機関の担当部署と協議中です。
48	第 27 条 (検証及び見直し)	<p>今回条例を作ることで基本理念はできるのだと思いますが、その実行についての進行管理や評価、チェックはどうするのかという疑問が出てきます。</p> <p>基本理念はあっても、情報公開にしる、政務活動費の透明性の確保にしる、現時点でも実行されていないことや、これから具体化していくべきことなどについて、条例に書いた基本理念が、絵に描いた餅にならないようにするための具体的な方策は考えられているのでしょうか？</p> <p>第 27 条の具体的な検証方法はどのようなものなのでしょうか。</p>	回答	<p>条例で議会の姿勢を明文化し、その理念を全議員で共有することにより、今後は、議会全体で、条例の制定目的の達成に向け取り組んでいくこととなります。</p> <p>また、条例の具体的な検証方法については、条例制定後に協議することになっていきます。</p>

その他の意見

番号	意見の内容 (趣旨)	取扱区分	市議会の考え方
49	<p>請願と陳情の採択は多数決でなく全議員の賛成を要することにする議会改革を求めます。</p> <p>市政を議論の場である「議会の運営」は議会自身の意思決定事項として、それは議会に集う議員の多数決でなく、全議員の賛成を要するとするのが妥当と思います。</p> <p>具体例は 6 月議会から実施の議場に国旗掲揚の案件であると思います。これは「市政」とは無関係であり、議会という議員の集う場の運営に関することであり、市政についての通常の多数決を当てはめることはできなかったと思います。</p>	参考	ご意見としてお伺いいたします。
50	<p>請願第 23 号解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書が継続審議になることが 6 月 27 日・本会議採決で決定しました。実質的に 9 月議会での請願事項の実効性が消滅しました。</p> <p>このような市議会に私は「右傾化」の危機感を抱いており、国旗から「集団的自衛権」行使容認を連想し、改めて国旗掲揚について中止を切望します。</p>	参考	ご意見としてお伺いいたします。
51	「あしや市議会だより」及び「市議会ホームページ」での請願審議結果の請願番号の次に紹介議員名の追記を求めます。	参考	ご意見としてお伺いいたします。

	理由は、一般質問は資料収集でこなせる。しかし請願の紹介議員となると、付託委員会で審議の際には請願の背景について広範囲の知識が必要であり議員として総合的力が試される。その議員名を報せていただくことは意義があると思います。		
52	芦屋市政務活動費マニュアルがホームページで掲載されておりましたので、条例だけではなんとも言えませんが、そのせっかくの取り組みも、こういったマニュアル・過去の委員会記録等が市のホームページで掲載されていない、または検索できないようでは、透明性を欠くことになりかねません。色んな情報・資料の掲載を希望します。	回答	ご意見を受けまして、「芦屋市議会政務活動費マニュアル」を市議会ホームページに公開します。 その他の情報発信にも引き続き取り組んでいきます。
53	政務活動費について、月額7万円は事務所をかまえ、アルバイトを雇うには十分とは思えません。政務活動費の対象や内容を厳格にするなら、もう少し支給をあげてもよいように思います。	参考	ご意見としてお伺いいたします。
54	議会報告会での条例案の説明は、音楽でいうとAllegroの速さでよほど理解力のある方でないといけないだろうなあと感じました。それにしても他の市議会議員の方は出席しないんですね。でも勉強になりました。ありがとうございました。 住みやすい芦屋市でありますよう祈っております。	回答	7月23日に開催した議会報告会は正副議長と議会改革特別委員会の委員が議会を代表して開催しました。 今後もよりわかりやすい説明に努めます。
55	今回の条例制定については、議会改革という大きな枠組みの中の1つの具体化だと思います。 ところが、その議論された内容を見ようとしてホームページにある会議録を検索しますと、平成24年10月を最後に、それ以後の会議録が出てきません。 単に事務的な遅れなのかもしれませんが、いずれにしてもこんな状態で意見募集をするというのはどうなの？ スタートでこれでは、ほんとに改革？と感じてしまいました。 そもそも今回作ろうとする条例案第8条の規定に反していませんか？	回答	委員会記録は、市議会事務局で作成していますが、ご指摘いただきました記録については掲載できていませんでしたので、早急に市議会ホームページに掲載するようにします。
56	基本条例の第1条にも書かれている二元代表制の議会が担うべき役割には、行政のチェックをするということがあると思います。 では、議会のチェックは誰がするのでしょうか？ 市民からすると、条例を作ることも大事なのですが、政務活動費をこう見直しましたとか、経費をこう削減しましたとか、具体的なことを説明や公開するなどで、明らかにしていただく方	回答	今回、議会基本条例を制定しますが、その理念のひとつに「市民に開かれた議会」を目指すということがあります。 市民に信頼され、その負託に応えるためには、議会の活動をあらゆる機会を通して発信していく必要があります。

	が、議会活動を理解しやすいのではないかと思います。		条例制定後は、いただいたご意見も参考に、より積極的な情報発信に努めていきます。
57	これは意見ですが、議会図書室の書籍の見直しと共に、充実している近隣市の図書館からの借り入れが出来るようになると良いと思います。一般図書館が難しければ、近隣市の議会図書室と連携しては。	参考	ご意見としてお伺いいたします。